

(案)

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

沼 田 市

# (案)

## 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標.....	4
1	市の概況.....	4
2	農業の現状と課題.....	4
3	農業の見通しと展開方向.....	4
4	効率的かつ安定的な農業経営の育成の基本的な考え方.....	5
5	農業経営基盤強化促進事業の総合的な実施について.....	6
6	農業の担い手の支援について.....	7
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標.....	7
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標.....	9
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とするべき農業経営の指標.....	24
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項.....	28
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方.....	28
2	沼田市が主体的に行う取組.....	28
3	関係機関との連携・役割分担の考え方.....	28
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供....	29
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項.....	30
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標.....	30
2	農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項.....	30

# (案)

第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項.....	32
1	法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項.....	32
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項.....	32
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項.....	35
第6	その他.....	37

# (案)

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 市の概況

本市は、群馬県の北部に位置し、赤城山、武尊山、皇海山など日本百名山にあげられる山々に囲まれた東西に長く、総面積443.46km<sup>2</sup>、人口約5万人、市域面積の約80%を森林が占める自然豊かなまちである。この森林に源を発する片品川が利根町、白沢町を經由して市内西部を流れる利根川と合流し、首都圏の水瓶として関東平野を潤す重要な役割を果たしている。標高は、約250mから2,000m余に及ぶ起伏に富んだ地形で、豊かな自然環境に恵まれた山間地としての特徴をもち、気候は、日本を代表する四季を有し、年間を通じての降水量は概ね900mm前後で一定し、夏冬・昼夜の寒暖差の大きい太平洋側気候区と雪の多い日本海側気候区の境界域にあたる。

このような地勢は、地域における産業や生活面などに様々な特色を生み出すとともに、玉原高原をはじめとして白沢高原温泉、吹割の滝、老神温泉など、豊富な観光資源と変化に富んだスケールの大きい自然環境から、夏季は避暑地、冬季はウインターリゾート地として、近年の自然志向に対応した観光地として、市民はもとより首都圏の人びとの憩いの場となっている。

### 2 農業の現状と課題

本市は、山間地の立地条件を活かした高冷地野菜、水稻、こんにゃくなどを主体とした農業経営が展開されてきたが、近年、経営の発展を図るため果樹（観光農園）や施設野菜などが導入され、野菜やこんにゃくを中心とした複合経営と果樹、畜産、花きの専業経営など、多様な経営が展開されている。

果樹においては、従来からのりんごに加え、多種多様な果樹（おうとう、ブルーベリーなど）を取り入れながら団地が形成され、通年型観光農業の推進が図られている。また、野菜などにおいては、夏季冷涼な気候を活かした産地強化が図られ、高付加価値型の農業経営が盛んに行われている。

農業構造について、総農家数は年々減少しており、専業農家・第1種兼業農家の減少と第2種兼業農家の増加が進行し、特に農業従事者の高齢化、農業後継者の減少など農業の担い手の不足が深刻化している。こうした農業構造の変化から恒常的勤務による安定的兼業農家の増加と農地に対する資産的保有意識の傾向が強く、また、中山間地としての狭隘の農地が多い点からも規模拡大志向農家への農地の流動化はあまり進展がみられないまま推移してきた。

このように農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば農業の担い手に対する農用地の利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがあるため、その対策が課題となっている。

### 3 農業の見通しと展開方向

今後は、本市の恵まれた自然的・地理的条件を生かしながら、果樹においては、地域的、品目的な拡大をしてきた観光農業の推進を継続し、加工品の創出や高付加価値化による新規販売品目の拡大により農産物直売の充実と通年型観光農業の一層の推進を図る。

## (案)

野菜などにおいては、多様化する消費者ニーズに応え、需要動向に即応した地域農業生産の再編成を基本に高品質、高付加価値、高収益性の作目・作型を農業の担い手を中心に導入していく。

合併による市域の拡大に伴い、野菜、水稻、こんにゃく、果樹、畜産、花きなど多様な経営体が存在するため、地域に即した営農類型に基づく複合経営を推進しながら、個性のある農産物の創出と特色ある農業生産の展開を積極的に取り組み、産地化を図ることとする。

あわせて、本市は利根川上流域に位置することから、農薬の適正使用と飛散防止、特別栽培の取組み、フェロモン剤利用など環境負荷の軽減に配慮した農産物の生産を推進するとともに、農業用廃棄資材の適正処理に努め、食の安全・安心の確保など消費者ニーズにも応えた環境保全型農業を推進していく。

また、生産性を高めるため、農業振興地域整備計画に即した農業基盤整備の推進により、優良農地の確保と農用地の効率的な利用を図るとともに、認定農業者、生産組織などの農業の担い手の育成・確保を推進し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

さらに、緑豊かな農業・農村の地域資源を生かしたグリーン・ツーリズム等、都市と農村の交流を促進するとともに、多様な所得機会の確保と地域活性化に努める。

### 4 効率的かつ安定的な農業経営の育成の基本的な考え方

本市は、このような地域の農業構造の現状とその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得「1個別農業経営体あたり概ね600万円」（主たる農業従事者1人あたり概ね400万円）、年間労働時間「主たる農業従事者1人あたり1,750～2,000時間」の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

これらの目標を達成するため、次のように育成確保を図る。

農地の利用集積や農作業の受委託を促進し規模拡大を推進するとともに、ほ場の集団化、大区画化と農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化を図り、農業生産性の向上や経営改善を促進する。

また、地域と営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては、法人化へ誘導を図る。特に、機械利用組合等の組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営体としての実態を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものは、特定農業団体及び同様の要件を満たす組織へと育成を図る。

施設園芸など土地集約型の農業の担い手においては、収益性の高い生産を展開していくことが必要であることから、豊かで多様な食を求める消費者ニーズ及び流通・加工業者等の実需者ニーズを踏まえた魅力ある農産物を生産するため、産地化・ブランド化を推進するとともに、先端技術の導入による低コスト生産を支援し、作型・品種の改善による高品質・高付加価値型農業の経営体を育成する。

新たに就農しようとする意欲のある者については、現に効率的かつ安定的な農業経営を確立した先進的農家での研修等を通じ育成・支援する。また、農業生産において女性が重要な

## (案)

役割を担っていることから、農業経営へのより一層の参画が図れるよう支援する。高齢農業者や定年帰農者の知識・技術を活かして活躍のできる地域農業の確立を支援する。

### 5 農業経営基盤強化促進事業の総合的な実施について

本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたり、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、農業委員会、利根沼田農業協同組合、利根沼田農業事務所等と相互の連携を図り、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成が図られるよう誘導する。

また、農地の流動化に関する土地利用調整を全市的に展開し、集団化・連担化した条件で農業の担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等の土地利用型農業が主である集落においては、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積を進めるため、地域での話し合いと合意形成を促進しつつ農用地利用改善団体等の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規程による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等農業の担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組みよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて、集約的な経営展開を助長するため、利根沼田農業事務所等の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に合った生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落の話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の

## (案)

維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、利根沼田農業事務所及び農業委員会、利根沼田農業協同組合の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした農業生産基盤整備事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者に十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行うものとする。

### 6 農業の担い手の支援について

本市は、農業委員会、利根沼田農業協同組合、利根沼田農業事務所と共に、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等、指導及び研修会の開催等を行う。

特に、こんにゃくを中心とする農業経営については、WTO農業交渉による将来の影響を的確に把握しながら競争力のある経営を確立するため、経営規模の拡大、労働力の確保について指導を実施する。果樹等の観光農業作目については、長期拡大計画を明確にし、高付加価値化と通年型観光農業の一層の振興に努める。野菜については、本市に適した集約的作目の導入を図るため、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する指導を行い、農業経営の発展に結びつけるよう努める。大規模畜産を目指す農業経営体については、適切な資金計画の下に施設への投資を行えるよう資金計画に係る研修、指導を実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を行う。

### 7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

#### (1) 新規就農の現状

本市の令和2年の新規就農者は5人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、農業就業人口の高齢化及び減少に伴い、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

#### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

## (案)

る。

### ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間170人を踏まえ、本市においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。

### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人あたり1,750～2,000時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年度には農業で生計が成り立つ年間農業所得（4に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度、1経営体あたりは350万円程度）を目標とする。

### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。

そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については利根沼田農業事務所や利根沼田農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

# (案)

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

### [個別経営体]

(農業経営の基本的指標の例 一覧)

類型No.		営農類型	経営規模 (単位：a、頭)
大分類	小分類		
1	1	エダマメ＋水稻	エダマメ220a、水稻50a
2	2	コンニャク専作	コンニャク460a、ソルゴー80a
3	3-1	コンニャク＋露地野菜	コンニャク280a、レタス210a、アスパラガス40a
	3-2		コンニャク340a、ウド50a
4	4-1	コンニャク＋施設野菜	コンニャク250a、雨よけトマト25a
	4-2		コンニャク300a、雨よけホレンソウ25a
5	5	コンニャク＋果樹(ブドウ)	コンニャク290a、ブドウ25a
6	6-1	露地野菜	レタス860a、アスパラガス50a、ウド50a
	6-2		レタス290a、キャベツ200a、ハクサイ180a、ウド50a
	6-3		ダイコン380a、エンバク175a
	6-4		レタス350a、キャベツ300a、雨よけホレンソウ(3作)35a
7	7	露地野菜(エダマメ)＋コンニャク	エダマメ170a、コンニャク100a
8	8	施設野菜(ホレンソウ＋イチゴ)＋露地野菜(トウモロコシ)	イチゴ20a、ホレンソウ15a、トウモロコシ120a
9	9	施設野菜(雨よけトマト＋水稻)	トマト60a、水稻50a
10	10-1	果樹	リンゴ70a、オウトウ20a
	10-2		リンゴ80a、ブルーベリー20a
	10-3		リンゴ100a
	10-4		ブドウ70a
11	11	果樹(リンゴ)＋露地野菜(レタス)	リンゴ90a、レタス250a
12	12-1	施設花き	シクラメン25a、鉢カーネーション15a
	12-2		ハナ742a
13	13	酪農	(つなぎ飼い飼養) 経産牛48頭、育成牛22頭、飼料作物実作付500a
	14-1		(肉専用種肥育) 肥育牛237頭
	14-2		(肉専用種繁殖) 成雌牛64頭、育成牛8頭、飼料作物430a
15	15	養豚	(養豚一貫) 繁殖雌豚130頭、種雄豚10頭
16	16	シイタケ＋コンニャク	シイタケ10,000本、コンニャク250a

# (案)

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 エダマメ + 水稻	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>エダマメ 220a 水稻 50a</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>2.5a (うち0.5haは借地)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(30ps)</li> <li>・エダマメ脱莢機</li> <li>・マメ洗浄機</li> <li>・エダマメ選別機</li> <li>・エダマメ定量袋詰機</li> <li>・プレントキャスター</li> <li>・予冷库(1.5坪)</li> <li>・田植機</li> <li>・コンバイン</li> <li>・乾燥機</li> <li>・粃すり機</li> <li>・選別機</li> <li>・トラック(1t, 軽)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エダマメは脱莢機、洗浄機、選別機等を活用し、省力化</li> <li>・プレントキャスターを使用し、施肥作業の省略化と削減</li> <li>・水稻は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数削減と省力化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集積により団地化を図る</li> <li>・地域内農家との連携を深め借地経営としての安全性を確保する</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</li> </ul>	<p>家族労働力 3人 雇用労働力 4人</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>農繁期中の1日当りの労働時間は10時間以内にとどめる</p> <p>家族経営協定の締結</p>
2 コンニャク 専作	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>コンニャク 460a ソルゴー 80a</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>5.0ha (うち3.0haは借地)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>(大型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(50, 30ps)</li> <li>・自走式ブームスプレー</li> <li>・土壤消毒機(マルチ同時)</li> <li>・自走式植付機</li> <li>・高速堀取機</li> <li>・フォークリフト(1.8t)</li> <li>・種芋温湯消毒機</li> <li>・トラック(2t, 軽)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンニャクの連作障害を回避するため、ソルゴー輪作と麦の間作および有機質の投入による土作りに努める</li> <li>・ボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立</li> <li>・湯温消毒機等利用による病害虫防除の徹底</li> <li>・野菜農家との交換耕作</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</li> </ul>	<p>家族労働力 3人 雇用労働力 3人 (植付・収穫時)</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>

## (案)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
3 コンニャク +露地野菜	<b>3-1【コンニャク+レタス+アスパラガス】</b> <作付面積> コンニャク 280a レタス 210a アスパラガス 40a  <経営面積> 4.7ha (うち2.7haは借地)	<資本装備> (中型機械化一貫体系) ・トラクター(50, 30ps) ・動力噴霧機 ・土壌消毒機(マルチ同時) ・植付機(球茎、2条) ・掘取機(95cm幅) ・アスパラ掘取り機 ・トラック(2t, 軽) ・全自動移植機 <その他> ・レタス、アスパラガスとの輪作により連作障害の回避 ・コンニャクについてはボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・地域有機物活用による土づくり ・育苗はセル成型苗の利用 ・レタスは機械移植体系 ・野菜農家との交換耕作	・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・市場情報の収集と計画出荷 ・アスパラガス生産による冬季労働力の有効利用	家族労働力 3人 雇用労働力 3人 (植付・収穫時)  チェックリストに基づく労働安全の確保  定期的な休日の確保  家族経営協定の締結
	<b>3-2【コンニャク+ウド】</b> <作付面積> コンニャク 340a ウド 50a  <経営面積> 3.5ha (うち1.5haは借地)	<資本装備> (中型機械化一貫体系) ・トラクター(50, 30ps) ・動力噴霧機 ・土壌消毒機(マルチ同時) ・植付機(球茎、2条) ・掘取機(95cm幅) ・フォークリフト(1.8t) ・トラック(2t, 軽) ・ウド掘取機 <その他> ・ウドとの輪作により連作障害の回避 ・コンニャクについてはボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・地域有機物活用による土づくり ・野菜農家との交換耕作	・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・市場情報の収集と計画出荷 ・ウド生産による冬季労働力の有効利用	家族労働力 3人 雇用労働力 4人 (植付・収穫時)  チェックリストに基づく労働安全の確保  定期的な休日の確保  家族経営協定の締結

(案)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>4 コンニャク +施設野菜</p>	<p>4-1 【コンニャク+トマト】            &lt;作付面積&gt;            コンニャク 250a            雨よけトマト 25a            &lt;経営面積&gt;            2.7ha            (うち0.7haは            借地)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;            (中型機械化一貫体系)            ・トラクター(50, 30ps)            ・動力噴霧機            ・土壌消毒機(マルチ同時)            ・植付機(球茎、2条)            ・掘取機(95cm幅)            ・フォークリフト(1.8t)            ・パイプハウス(2000㎡)            ・トラック(2t, 軽)            &lt;その他&gt;            ・コンニャクについてはボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立            ・地域有機物活用による土づくり            ・雨よけトマトはセル成型苗と選果場利用により省力化を図る            ・野菜農家との交換耕作</p>	<p>・雇用労働力の安定確保            ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保            ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減            ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る            ・市場情報の収集と計画出荷            ・トマト生産による夏季労力の有効利用</p>	<p>家族労働力 3人            雇用労働力 2人            (植付・収穫時)            チェックリストに基づく労働安全の確保            定期的な休日の確保            家族経営協定の締結</p>
	<p>4-2 【コンニャク+ハウレンソウ】            &lt;作付面積&gt;            コンニャク 300a            雨よけハウレンソウ 25a            &lt;経営面積&gt;            3.2ha            (うち1.2haは            借地)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;            (中型機械化一貫体系)            ・トラクター(50, 30ps)            ・動力噴霧機            ・土壌消毒機(マルチ同時)            ・植付機(球茎、2条)            ・掘取機(95cm幅)            ・フォークリフト(1.8t)            ・保冷庫(2坪)            ・パイプハウス(2000㎡)            ・トラック(2t, 軽)            &lt;その他&gt;            ・コンニャクについてはボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立            ・地域有機物活用による土づくり            ・野菜農家との交換耕作</p>	<p>・雇用労働力の安定確保            ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保            ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減            ・市場情報の収集と計画出荷            ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る            ・ハウレンソウ生産による夏季労力の有効利用</p>	<p>家族労働力 3人            雇用労働力 3人            (植付・収穫時)            チェックリストに基づく労働安全の確保            定期的な休日の確保            家族経営協定の締結</p>

## (案)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
5 コンニャク +果樹(ブドウ)	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>コンニャク 290a ブドウ 25a</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>2.75ha (うち0.75haは借地)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>(中型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(50, 30ps)</li> <li>・動力噴霧機</li> <li>・土壌消毒機(マルチ同時)</li> <li>・植付機(球茎、2条)</li> <li>・掘取機(95cm幅)</li> <li>・トラック(2t, 軽)</li> <li>・乗用草刈機</li> <li>・直売所</li> <li>・ブドウ棚</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンニャクについてはボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立</li> <li>・地域有機物活用による土づくり</li> <li>・雨よけ栽培25aによる高品質生産</li> <li>・直売方式に適した品種構成と栽培体系</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・市場情報の収集と計画出荷</li> <li>・直売、宅配便利用による付加価値販売</li> </ul>	<p>家族労働力 3人 雇用労働力 1人 (植付・収穫時)</p> <p>ジベリソ処理摘粒、袋かけ作業に対する雇用</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p> <p>自走式運搬作業台車による作業の軽減</p>
6 露地野菜	<p>6-1【レタス+アスパラガス+ウド】</p> <p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>レタス 860a アスパラガス 50a ウド 50a</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>9.0ha (うち5.0haは借地)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>(大型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(100, 55ps)</li> <li>・フロントローダー(1300kg)</li> <li>・マニュアルレタス(4㎡)</li> <li>・ライムソー(2.4m)</li> <li>・全自動移植機(2条3台)</li> <li>・ブームスプレー(1000L)</li> <li>・畦立てマルチャー</li> <li>・ウド掘取機(共同)</li> <li>・トラック(2t, 軽)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レタスはセル成型苗の利用による全自動機械移植体系</li> <li>・アスパラガスとの輪作の実施</li> <li>・アスパラガスは促成栽培</li> <li>・保冷庫の利用によるレタスの鮮度保持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・良質堆肥の投入によるブランド野菜づくりをめざす</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・市場ニーズに適合した計画作付の実施</li> </ul>	<p>家族労働力 3人 雇用労働力 10人</p> <p>収穫作業のパート雇用</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>適正な労働時間の設定</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>

## (案)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
6 露地野菜	6-2 【レタス+キャベツ+ハクサイ+ウド】 ＜作付面積＞ レタス 290a キャベツ 200a ハクサイ 80a ウド 50a  ＜経営面積＞ 5.6ha (うち2.3haは 借地)	＜資本装備＞ (大型機械化一貫体系) ・トラクター(100, 75, 30ps) ・マニュアルレッター(3t) ・三兼ライムロー(3条) ・半自動移植機(1条2台) ・ブームスプレー(1000L) ・畦立てマルチャー ・トラック(2t, 軽) ・ウド堀取機(共同)  ＜その他＞ ・レタスを基幹としてキャベツ、ハクサイ、ウドとの輪作の実施 ・育苗はセル成型苗の利用 ・レタス、キャベツ、ハクサイは機械移植体系 ・保冷库の利用によるレタスの鮮度保持	・雇用労働力の安定確保 ・団地間輪作による連作障害の軽減 ・市場ニーズに適合した計画作付の実施 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 3人 雇用労働力 1人  収穫作業のパート雇用  チェックリストに基づく労働安全の確保  適正な労働時間の設定  定期的な休日の確保  家族経営協定の締結
	6-3 【ダイコン専作】 ＜作付面積＞ ダイコン 380a エンバク 175a  ＜経営面積＞ 5.25ha (うち1.25haは 借地)	＜資本装備＞ (大型機械化一貫体系) ・トラクター(85, 30ps) ・タイヤローダー(共同) ・マニュアルレッター(共同) ・ライムロー(0.4・) ・マルチ播種機 ・ブームスプレー(1000L) ・洗浄選果機 ・フォークリフト(1.5t) ・トラック(1t, 2t, 軽)  ＜その他＞ ・エンバクとの輪作による地力向上、連作障害の防止 ・ダイコンはマルチ同時播種	・雇用労働力の安定確保 ・良質堆肥の投入によるブランド野菜づくりをめざす ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・市場ニーズに適合した計画作付の実施	家族労働力 3人 雇用労働力 1人  夏期収穫作業のパート雇用  チェックリストに基づく労働安全の確保  定期的な休日の確保  家族経営協定の締結

## (案)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
6 露地野菜	6-4 【レタス+キャベツ+雨よけハウレンソウ】 <作付面積> レタス 350a キャベツ 300a 雨よけハウレンソウ 35a (35a×3作) <経営面積> 6.8ha (うち2.8haは借地)	<資本装備> (大型機械化一貫体系) ・トラクター(100, 75, 30ps) ・半自動移植機(1条2台) ・畦立てマルチャー ・ブームスプレヤー(1000L) ・マニュアルスプレッター(3t) ・三兼ライムロー(3条) ・保冷库(2坪) ・パイプハウス(3000㎡) ・トラック(2t, 軽) <その他> ・キャベツの連作障害回避のための輪作の実施 ・育苗はセル成型苗の利用 ・キャベツ、レタスは機械移植体系 ・ハウレンソウはパイプハウスを活用した年間3回作付	・雇用労働力の安定確保 ・団地間輪作による連作障害の軽減 ・市場ニーズに適合した計画作付の実施 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 3人 雇用労働力 8人 夏期収穫作業のパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 適正な労働時間の設定 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
7 露地野菜 (エダマメ) +コンニャク	<作付面積> エダマメ 170a コンニャク 100a <経営面積> 2.5ha (うち0.5haは借地)	<資本装備> (中型機械化一貫体系) ・トラクター(30ps) ・動力噴霧機 ・植付機(球茎、2条) ・掘取機(95cm幅) ・マシ洗浄機 ・予冷库(1.5坪) ・トラック(1t, 軽) <その他> ・コンニャクとの輪作による連作障害の回避 ・コンニャクについてはボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・地域有機物活用による土づくり ・コンニャク農家との交換耕作	・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・市場情報の収集と計画出荷	家族労働力 3人 雇用労働力 3人 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

## (案)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
8 施設野菜 (ホウレン ソウ+イチ ゴ) +露地野菜 (トウモロ コシ)	<作付面積> イチゴ 20a 雨よけホウレンソウ 15a トウモロコシ 120a  <経営面積> 1.5ha	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(30ps) ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・暖房機(温風式) ・保冷库(2坪) ・大型連棟ハウス(2000㎡) ・パイプハウス(1000㎡) ・トラック(1t, 軽)  <その他> ・ウイルスフリー優良株の専用親株床の設置と加湿によるイチゴの早期出荷 ・イチゴは雨よけ育苗 ・良質堆肥の確保・施用による減農薬減化学肥料栽培	・雇用労働力の安定確保 ・イチゴと雨よけホウレンソウ、トウモロコシの複合化による周年労働の実現 ・良質堆肥の投入と有機質主体の施肥によりブランド野菜として有利販売 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 3人 雇用労働力 3人  チェックリストに基づく労働安全の確保  定期的な休日の確保  家族経営協定の締結
9 施設野菜 (雨よけト マト)+水 稲	作付面積> 雨よけトマト 60a 水稲 50a  <経営面積> 1.1ha	・<資本装備> ・トラクター(21PS) ・管理機(7PS) ・土壤消毒器(2条) ・動力噴霧器(50L/分) ・ロータリー(1.5m) ・灌水用ポンプ(2.7k) ・田植機 ・コンバイン ・乾燥機 ・糶すり機 ・選別機 ・トラック(1t/軽) ・パイプハウス(4,500㎡) ・育苗ハウス(100㎡)  <その他> ・セル成型苗と選果場利用により省力化を図る ・接ぎ木等による土壌病害対策 ・良質堆肥の施用と緑肥栽培による土づくり ・マルチバチの利用 ・水稲は箱施用剤と省力型除	・雇用労働力の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・青色申告の実施 ・良質堆肥の投入と有機質主体の施肥によりブランド品として有利販売 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 3人 雇用労働力 1人  チェックリストに基づく労働安全の確保  家族経営協定の締結  定期的な休日の確保  農繁期における臨時雇用従事者の確保

(案)

		草剤利用により、防除回数 の削減と省力化		
--	--	-------------------------	--	--

(案)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
10 果樹	<b>10-1【リンゴ+オウトウ】</b> <作付面積> リンゴ 70a オウトウ 20a <経営面積> 0.8ha	<資本装備> (中型機械化体系) ・ステートスプレー(500L) ・乗用草刈機 ・トラック(1t, 軽) ・高所作業車 ・密入りセンサー ・保冷庫(2坪) ・直売施設 ・雨よけハウス <その他> ・リンゴは県育成品種及び「ふじ」を中心とするわい化密植栽培 ・オウトウは雨よけ栽培により高品質化を図る	・消費者ニーズに対応した観光果樹園経営の確立 ・直売、宅配便等による多元販売 ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・密入りセンサーを利用し、贈答用を中心とした販売	家族労働力 3人 チェックリストに基づく労働安全の確保 自走式運搬作業台車による作業の軽減 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
	<b>10-2【リンゴ+ブルーベリー】</b> <作付面積> リンゴ 80a ブルーベリー 20a <経営面積> 1.0ha	<資本装備> (中型機械化体系) ・ステートスプレー(1000L) ・乗用草刈機 ・トラック(1t, 軽) ・高所作業車 ・密入りセンサー ・保冷庫(2坪) ・直売施設 <その他> ・リンゴは県育成品種及び「ふじ」を中心とするわい化密植栽培 ・ブルーベリーは、ハイブッシュ種主体の観光もぎ取り園 ・堆肥等有機質や天敵・性フェロモン剤等を利用した総合防除を行い、肥料、農薬等の削減を図る	・消費者ニーズに対応した観光果樹園経営の確立 ・直売、宅配便利用による多元販売 ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・漬物加工による付加価値化 ・密入りセンサーを利用し、贈答用を中心とした販売	家族労働力 3人 チェックリストに基づく労働安全の確保 自走式運搬作業台車による作業の軽減 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

(案)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>10 果樹</p>	<p>10-3【リンゴ専作】            &lt;作付面積&gt;            リンゴ 100a            &lt;経営面積&gt;            0.9ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;            (中型機械化体系)            ・スプレー(1000L)            ・乗用草刈機            ・トラック(1t, 軽)            ・高所作業台車(クローラ型)            ・密入りセンサー            ・直売施設            &lt;その他&gt;            ・リンゴは「ぐんま名月」及び「ふじ」を中心とするわい化密植栽培            ・堆肥等有機質や天敵・性フェロモン剤等を利用した総合防除を行い、肥料、農薬等の削減を図る</p>	<p>・消費者ニーズに対応した観光果樹園経営の確立            ・直売、宅配便等による多元販売            ・パソコン利用による顧客のデータ管理            ・密入りセンサーを利用し、贈答用を中心とした販売</p>	<p>家族労働力 3人            雇用労働力 1人            摘花摘果収穫作業に対するパート雇用            チェックリストに基づく労働安全の確保            定期的な休日の確保            家族経営協定の締結</p>
	<p>10-4【ブドウ専作】            &lt;作付面積&gt;            ブドウ 70a            &lt;経営面積&gt;            0.65ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;            (中型機械化体系)            ・トラクター(20ps)            ・スプレー(500L)            ・乗用草刈機            ・トラック(1t, 軽)            ・ブドウ棚            ・雨よけハウス            ・直売施設            &lt;その他&gt;            ・雨よけ栽培による高品質生産            ・直売方式に適した品種構成と栽培体系</p>	<p>・高級化・多様化する消費者ニーズへの対応            ・直売、宅配便利用による付加価値販売            ・多様な品種による販売期間の長期化を図る            ・パソコン利用による顧客のデータ管理            ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</p>	<p>家族労働力 3人            雇用労働力 2人            ジベリン処理、摘粒、袋かけ作業に対する雇用            チェックリストに基づく労働安全の確保            自走式運搬作業台車による作業の軽減            定期的な休日の確保            家族経営協定の締結</p>

## (案)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 1 果樹 (リンゴ) +露地野菜 (レタス)	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>リンゴ 90a レタス 250a</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>3.3ha (うち1.3haは借地)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>(中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(55, 20ps)</li> <li>・スピードスプレー(1000L)</li> <li>・乗用草刈機</li> <li>・ブームスプレー(600L)</li> <li>・全自動移植機(2条)</li> <li>・トラック(1t, 軽)</li> <li>・密入りセンサー</li> <li>・直売施設</li> <li>・畦立てマルチャー</li> <li>・保冷库(2坪)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リンゴは「ぐんま名月」及び「ふじ」を中心とするわい化密植栽培</li> <li>・レタスはセル成型苗利用による機械移植体系</li> <li>・保冷库の利用によるレタスの鮮度保持</li> <li>・堆肥等有機質や天敵・性フェロモン剤等を利用した総合防除を行い、肥料、農薬等の削減を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・直売、宅配便等による多元販売(リンゴ)</li> <li>・市場ニーズに適合した計画作付の実施</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減</li> <li>・密入りセンサーを利用し、贈答用を中心とした販売</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</li> </ul>	<p>家族労働力 3人 雇用労働力 1人</p> <p>収穫作業に対するパート雇用</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p> <p>適正な労働時間の設定</p> <p>摘花摘果収穫作業に対するパート雇用</p>
1 2 施設花き	<p>1 2 - 1 【シクラメン+鉢カーネーション】</p> <p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>シクラメン 25a 鉢カーネーション 15a</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>0.35ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄骨ハウス(2000㎡)</li> <li>・ハウス内設備 一式</li> <li>・井戸</li> <li>・動力噴霧機</li> <li>・液肥混入機</li> <li>・ホイローター</li> <li>・フォークリフト(1.5t)</li> <li>・軽トラック</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セル育苗の導入</li> <li>・底面給水技術の導入による省力化と施肥体系の確立</li> <li>・ハウスは複合環境制御システムを装備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリジナル品種の育成によるブランド品づくり</li> <li>・ギフト用として共同出荷による契約販売</li> <li>・法人化による経営基盤の強化</li> <li>・パソコン利用による顧客のデータ管理、経営管理</li> </ul>	<p>家族労働力 3人 雇用労働力 4人</p> <p>鉢上げ・出荷作業に対するパート雇用</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>給料制の導入定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>

## (案)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 2 施設花き	1 2-2 【バラ専作】 ＜作付面積＞ バラ (周年) 42a ＜経営面積＞ 0.4ha	＜資本装備＞ ・鉄骨ハウス(4000㎡) ・ハウス内設備 一式 ・井戸 ・冷蔵庫(2坪) ・軽トラック ・炭酸ガス発生装置(250坪用5台) ＜その他＞ ・施肥管理の徹底 ・ハウス内の複合環境制御システムの導入 ・共選・共販体制の実施と低温輸送体制の整備	・パート雇用の安定確保 ・計画生産、計画販売を前提とした品種の選定 ・団地化と標高差利用による周年高品質バラ生産出荷体制の整備 ・法人化による経営基盤の強化 ・パソコン利用による経営管理	家族労働力 3人 雇用労働力 16人 収穫荷造り作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 給料制・休日制の導入 家族経営協定の締結
1 3 酪農 (つなぎ飼 い飼養)	＜飼養頭数＞ 経産牛 48頭 育成牛 22頭 (経産牛1頭当たり乳量8,500kg) ＜飼料作物＞ 作付実面積 5ha (飼料自給率TDN 35%以上) (借地4ha)	＜資本装備＞ ・つなぎ飼い・パイプラインミルク方式 ・牛舎・付属施設 ・ミルク(4ユニット) ・バルククーラー(1500リットル) ・トラクター(105,77ps:共有) ・飼料作栽培作業機械一式(共有) ・飼料作収穫作業機械一式(共有) ＜その他＞ ・粗飼料自給を基本とす資源循環型の経営 ・経営体周辺への飼料畑の集積 ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進 ・粗飼料・濃厚飼料の分離給与方式 ・飼料作物生産の機械利用組合方式の導入(5戸共同) ・計画的肉畜生産(F1) ・受精卵移植技術による高能力確保 ・育成牛の牧場委託育成	・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・パソコン活用による経営分析 ・牛群検定の活用	家族労働力 3人 雇用労働力 2人 ヘルパーの活用による休日制の導入 チェックリストに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結

## (案)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
14 肉用牛	14-1【肉専用種肥育】 ＜飼養頭数＞ 肥育牛(黒毛和牛) 237頭	<p>＜資本装備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・群飼育・自動給餌体系</li> <li>・個別別管理哺育舎</li> <li>・群飼育舎</li> <li>・自動給餌機</li> <li>・大型扇風機</li> <li>・飼料貯蔵庫</li> <li>・ダンプトラック(2t, 軽)</li> </ul> <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素牛は過肥のものを避ける</li> <li>・肥育前期までは消化の良い粗飼料をTDN20%以上給与する</li> <li>・素牛導入月齢8ヵ月齢</li> <li>・出荷月齢 28ヵ月齢</li> <li>・出荷体重 720kg</li> <li>・枝肉重量 454kg</li> <li>・DG 0.75kg</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・パソコンによる飼料給与設計</li> <li>・優良系統分析</li> <li>・市況情報管理</li> </ul>	<p>家族労働力 3人 雇用労働力 2人</p> <p>休日制の導入</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>給料制の導入</p> <p>家族経営協定の締結</p>
	14-2【肉専用種繁殖】 ＜飼育頭数＞ 成雌牛 64頭 育成牛 8頭 ＜飼料作物＞ 作付実面積 4.3ha (借地2.3ha)	<p>＜資本装備＞</p> <p>独房+群飼育体系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーストール群飼育舎</li> <li>・分娩牛舎</li> <li>・離乳群飼育舎</li> <li>・堆肥舎</li> <li>・トラクター(30ps)</li> <li>・ハイバレー</li> <li>・ロールバレー</li> <li>・軽トラック</li> </ul> <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統の良い種雄を交配する</li> <li>・借地活用による自給飼料の栽培</li> <li>・平均分娩間隔12.5ヵ月</li> <li>・出荷日齢(去勢) 240日</li> <li>・出荷日齢(雌) 270日</li> <li>・出荷体重(去勢) 270kg</li> <li>・出荷体重(雌) 268kg</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳による経営と家計の分離</li> <li>・繁殖成績管理</li> <li>・販売成績管理</li> <li>・優良系統分析</li> </ul>	<p>家族労働力 3人</p> <p>休日制の導入</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>給料制の導入</p> <p>家族経営協定の締結</p>

## (案)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
15 養豚 (養豚一貫)	<飼養頭数> 繁殖雌豚 130頭 種雄豚 10頭	<資本装備> ・分娩・離乳豚舎 ・妊娠豚舎 ・種雄豚舎 ・育成群飼場 ・自動給餌・給水装置 ・堆肥化施設  <その他> ・分娩・乳豚舎はウインドレスとする ・肥育豚舎はセミウインドレス式または開放式 ・分娩は無看護方式 ・自動飼料給与システム ・ふんは完熟堆肥化 ・尿は法定基準浄化で河川放流 ・年間分娩回数 2.2回 ・離乳頭数 9.46頭/腹 ・出荷時日齢 185日 ・出荷時体重 114kg ・枝肉重量 75.2kg ・年間1母豚当たり出荷頭数 20.2頭 ・上物率 60%以上	・法人化による経営基盤の強化 ・パソコンによる経営管理 ・繁殖成績管理 ・肥育成績管理	家族労働力 2人  休日制の導入  給料制の導入  チェックリストに基づく労働安全の確保  家族経営協定の締結
16 シイタケ+ コンニャク	<経営規模> シイタケ(年植菌) 10,000本 (稼働ホダ木 20000本) コンニャク 250a  <経営面積> 2.65ha (うち0.15haはホダ場)	<資本装備> ・シイタケ発生室 ・浸水槽(ホスト付き) ・運搬車(3駆、クローラー型) ・自動植菌機 ・乾燥機 ・フォークリフト ・植え付け機 ・トラクター(50, 30ps) ・掘り取り機 ・トラック(1t)  <その他> ・シイタケは共選による共同出荷と単位農協による周年出荷	・ホダ場の活用 ・直売所・道の駅等と絡ませたシイタケの販路拡大 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・出荷データの分析と販売管理	家族労働力 3人 雇用労働力 5人(植付・収穫時)  収穫・調整作業に対するパート雇用  チェックリストに基づく労働安全の確保  定期的な休日の確保  家族経営協定の締結

## (案)

### 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の基本的指標の例 一覧)

類型 No.	営農類型	経営規模 (単位：a、頭)
1	施設野菜 (雨よけトマト)	雨よけトマト30a
2	露地野菜 (レタス+キャベツ)	レタス250a、キャベツ150a
3	コンニャク専作	コンニャク280a
4	コンニャク+露地野菜 (エダマメ)	コンニャク150a、エダマメ50a
5	果樹 (リンゴ+ブルーベリー)	リンゴ40a、ブルーベリー30a
6	施設花き	シクラメン10a、その他鉢物10a

※農業経営の基本的指標は、家族経営において、第1の7で示す「主たる従事者1人あたりの目標労働時間：1,750～2,000時間程度」の労働により、同じく第1の7で示す「1経営体当たりの目標年間農業所得：おおむね350万円」の所得を得ることができる「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営」のモデルとして営農類型ごとにその経営規模、生産方式、経営管理の手法、農業従事の態様を示したものである。

# (案)

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 施設野菜 (雨よけト マト)	<p>&lt;作付面積&gt; 雨よけトマト 30a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 0.3ha (借地)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイプハウス(3,000㎡)</li> <li>・トラクター(19ps・共同)</li> <li>・管理機(5ps・中古)</li> <li>・動力噴霧器(30L/分)</li> <li>・灌水用ポンプ(2.7k・中古)</li> <li>・トラック(1t, 軽: 中古)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨よけトマトはセル成型苗と選果場利用により省力化を図る</li> <li>・地域有機物活用による土づくり</li> <li>・農薬の適正使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場情報の収集と計画出荷</li> <li>・地域内農家との連携を深め借地経営としての安全性を確保する</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・中古農機の活用と保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</li> </ul>	<p>家族労働力 2人 雇用労働力 (夏期のトマト出荷期)</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>生産履歴の記帳</p> <p>適正な労働時間の設定</p> <p>家族経営協定の締結</p>
2 露地野菜 (レタス+ キャベツ)	<p>&lt;作付面積&gt; レタス 250a キャベツ 150a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 4.0ha (借地)</p>	<p>&lt;資本装備&gt; (中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(55ps・中古)</li> <li>・マニュアルレクター(2t・共同)</li> <li>・ライムソー(2.4m・共同)</li> <li>・全自動移植機(1条・中古)</li> <li>・ブームスプレー(800L・中古)</li> <li>・畦立てマルチャー(全面・中古)</li> <li>・トラック(1t, 軽: 中古)</li> <li>・サブソイラー(2本・共同)</li> <li>・育苗ハウス(540㎡)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レタスを基幹としキャベツを組み合わせた作付</li> <li>・育苗はセル成型苗の利用</li> <li>・レタス、キャベツは機械移植体系</li> <li>・予冷庫の利用によるレタスの鮮度保持</li> <li>・農薬の適正使用</li> <li>・緑肥導入による輪作</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場ニーズに適合した計画作付の実施</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</li> <li>・中古農機の活用と共同利用</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</li> </ul>	<p>家族労働力 2人 雇用労働力 (収穫作業のパート雇用)</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>生産履歴の記帳</p> <p>適正な労働時間の設定</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>

(案)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
3 コンニャク 専作	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>コンニャク 280a</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>2.8ha (借地)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>(中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(50・30ps・中古)</li> <li>・土壌消毒機(マルチ同時・中古)</li> <li>・植付機(中古)</li> <li>・掘取機(中古)</li> <li>・フォークリフト(1.8t・中古)</li> <li>・トラック(2t、軽・中古)</li> <li>・貯蔵庫</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンニャクの連作障害を回避するため、緑肥輪作と麦の間作および有機質の投入による土づくりに努める</li> <li>・農薬の適正使用</li> <li>・ボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立</li> <li>・野菜農家との交換耕作</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫時の雇用労働力の安定確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・中古農機の活用と共同利用</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</li> </ul>	<p>家族労働力 2人 雇用労働力(収穫時)</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>生産履歴の記帳</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
4 コンニャク +露地野菜 (エダマメ)	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>コンニャク 150a エダマメ 50a</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>2.0ha (借地)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>(中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(30ps・中古)</li> <li>・動力噴霧機(30L/分)</li> <li>・土壌消毒機(マルチ同時・中古)</li> <li>・植付機(球茎、2条・中古)</li> <li>・掘取機(95cm幅・中古)</li> <li>・マシ洗浄機(中古)</li> <li>・トラック(2t、軽：中古)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑肥を組み合わせた輪作</li> <li>・農薬の適正使用</li> <li>・コンニャクについてはボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立</li> <li>・地域有機物活用による土づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エダマメ収穫時の雇用労働力の確保</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</li> <li>・中古農機の活用と保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・市場情報の収集と計画出荷</li> </ul>	<p>家族労働力 2人 雇用労働力(エダマメ収穫時)</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>生産履歴の記帳</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>

(案)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
5 果樹 (リンゴ+ブルーベリー)	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>リンゴ 40a ブルーベリー 30a</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>0.7ha (借地)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スプレー(1000L・中古)</li> <li>・乗用草刈機(中古)</li> <li>・高所作業車(中古)</li> <li>・トラック(1t、軽:中古)</li> <li>・保冷库(1.5坪)</li> <li>・直売施設兼作業場</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リンゴは具育成品種及び「ふじ」を中心とするわい化密植栽培</li> <li>・ブルーベリーは、ハイブッシュ種主体の観光もぎ取り園</li> <li>・堆肥等有機質や天敵・性フェロモン剤等を利用した総合防除を行い、肥料、農薬等の適正使用と削減を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者ニーズに対応した観光果樹園経営の確立</li> <li>・直売、宅配便利用による多元販売</li> <li>・パソコン利用による顧客のデータ管理</li> <li>・ジャム加工による付加価値化</li> </ul>	<p>家族労働力 2人 雇用労力(ブルーベリー収穫作業)</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>生産履歴の記帳</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
6 施設花き (シクラメン+その他鉢物)	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>シクラメン 10a その他鉢物 10a</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>0.2ha (借地)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄骨ハウス(1000㎡)</li> <li>・ハウス内設備 一式</li> <li>・井戸</li> <li>・動力噴霧機</li> <li>・液肥混入機</li> <li>・ホイローダー(0.2・中古)</li> <li>・フォークリフト(1.5t・中古)</li> <li>・軽トラック(中古)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セル育苗の導入</li> <li>・底面給水技術の導入による省力化と施肥体系の確立</li> <li>・ハウスは複合環境制御システムを装備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリジナル品種の育成によるブランド品づくり</li> <li>・ギフト用として共同出荷による契約販売</li> <li>・法人化による経営基盤の強化</li> <li>・パソコン利用による顧客のデータ管理、経営管理</li> </ul>	<p>家族労働力 2人 雇用労力(鉢上げ・出荷作業に対するパート雇用)</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>給料制の導入</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>

# (案)

## 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営体等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

### 2 沼田市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、群馬県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 県農業会議、県農地中間管理機構、市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

## (案)

(2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、群馬県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、群馬県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

# (案)

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

#### ○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
77%	

#### ○ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地が面的に集積されるよう努めるものとする。

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（利用権の設定等を受けたもののほか、水稻においては基幹3作業（耕起、代かき、田植え、収穫・脱穀）の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次はおおむね10年先とする。

### 2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市は、中山間地域に分類され1圃場あたりの面積が小さく、それぞれ高低差もあることから大型機械の利用に向かない農地が多い。特に山間部になるとこの傾向が強くなり農作業の効率が悪い。鳥獣による被害も多発するため、現状を維持することも難しい農地が多く存在する。そのため優良な農用地については、耕作希望者が多く、農地の流動化が進まず面的な集積は困難となっている。また、自然被害のリスクを避けるため、経営農地を意図的に分散している農家も少なくない。

#### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

上記(1)の状況に加え、農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは、効率の悪い農地で農業の担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため、農業の担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するために施策・事業の実施を図っていく。

## (案)

### (3) 関係機関等との連携体制

市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

# (案)

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、都道府県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林課に設置すること。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ること。

市は、地域計画の策定に当たって、都道府県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事

# (案)

業の実施を促進する。

## (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

## (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

## (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

## (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規程する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

## (案)

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に

## (案)

係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、利根沼田農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）等の指導、助言を求めたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

## 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

### (1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

## (案)

- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

### (2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

### (3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

# (案)

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附則

- 1 この基本構想は、平成23年12月22日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成28年12月9日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和3年12月20日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和5年9月 日から施行する。

この通知の施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。